

京都市監査事務局規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月1日

京都市監査委員 西村 義直
同 安井 勉
同 山添 洋司
同 河原林 温朗

京都市監査委員規程第2号

京都市監査事務局規程の一部を改正する規程

京都市監査事務局規程の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第1条 京都市監査委員条例第2条に規定する監査事務局(以下「局」という。)に事務局長(以下「局長」という。)、監査企画課長、財務監査課長、工事監査課長及び <u>担当課長補佐又は担当係長</u> を置く。	第1条 京都市監査委員条例第2条に規定する監査事務局(以下「局」という。)に事務局長(以下「局長」という。)、監査企画課長、財務監査課長、工事監査課長及び_____担当係長を置く。
2～5 (略)	2～5 (略)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 統括監察員、前条第1項に規定する課長及び担当課長(以下「課長等」という。)、 <u>担当課長補佐並びに担当係長</u> は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。	3 統括監察員、前条第1項に規定する課長及び担当課長(以下「課長等」という。) _____並びに担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。
第3条 (略)	第3条 (略)
2 局長は、課長等、 <u>担当課長補佐及び担当係長</u> の担当する事務の概目を定める。	2 局長は、課長等 _____及び担当係長の担当する事務の概目を定める。
3 課長等、 <u>担当課長補佐及び担当係長</u> は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。	3 課長等 _____及び担当係長は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。

第4条 (略)

2 (略)

3 課長等に事故があるときは、主管事務につき、担当課長補佐又は担当係長がその職務を代理する。

第4条 (略)

2 (略)

3 課長等に事故があるときは、主管事務につき、_____担当係長がその職務を代理する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(監査事務局)